

3-3-2 表示

1. かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
2. かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。
3. 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
4. かごの出入口が複数あるエレベーターの場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。

かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けるとともに、視覚障がい者の利用を考慮し、かごが到着する階及び出入口の閉鎖を音声により知らせる装置を設置する。

停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、視覚障がい者が到着するエレベーターの昇降方向を正しく認識できるよう、かごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けなければならない。ただし、かごが到着し戸が開いた時、かご内にこれと同様の音声装置があり乗降口付近で聞くことが可能である場合は、この限りではない。

また、かごの出入口が複数あるエレベーターは到着する階によって開閉する戸の位置が異なる。よって、到着する階においてどの戸が開閉するのかを音声で知らせる装置を設置し視覚障がい者が認識しやすいように配慮する必要がある。

3-3-3 操作盤

1. 乗降口には、車いす使用者等が円滑に操作できる位置に操作盤を設ける。
2. かごの両側面には、車いす使用者を考慮した横型の操作盤を高さ1m程度に設置する。
3. かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設ける。
4. かご内および乗降口に設ける操作盤の各操作ボタンには縦配列の場合には左側に、横配列の場合には上側に点字表示を行う。
5. 操作盤のボタンは押しボタン式とし、静電式タッチボタンは用いない。

車いす使用者は、手の届く位置が限られることがある。このため、車いす使用者等が利用しやすい概ね1mの位置に操作盤を設けることとする。かご内においてはその両側面に横型の操作盤を設置する（参考資料参照）。

車いす使用者のエレベーターへの乗降が安全に行われるよう、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設ける必要がある。

操作盤のボタンは、押しした実感のある押しボタン式とし、各操作ボタン（階数、開閉、非